

居宅介護支援重要事項説明書

このたびは、当事業所をご指名いただきありがとうございます。
当事業所は、お客様に対して居宅介護支援サービスをご提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおりご説明いたします。

目	次
1 事業者	1
2 事業所の概要	1
3 居宅介護支援の概要	2
4 利用料金	3
5 運営の特徴	3
6 事故発生時の対応	3
7 秘密の保持	3
8 虐待防止にむけての取り組み及び対応	3
9 苦情の受付	4

1 事業者

- (1) 法人名 一般財団法人 江別市在宅福祉サービス公社
- (2) 所在地 江別市大麻沢町5番地の6 江別市いきいきセンターさわまち
- (3) 電話番号 011-387-5111
- (4) 代表者 理事長 佐藤 功
- (5) 設立年月日 平成9年3月1日
- (6) 他の運営事業 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型通所介護、
江別市総合事業（通所型サービス）

2 事業所の概要

- (1) 居宅介護支援事業所の名称・指定番号・サービス提供地域

事業所名	あかしや指定居宅介護支援事業所
所在地	江別市東野幌町47番地の8 複合福祉施設あかしや
介護保険指定番号	北海道指定 第0171000029号
サービスを提供する地域	江別市全域 (☆江別市以外の方でも、ご希望の方はご相談ください)
第三者評価の有無	無

(2) 事業所の職員体制

	関係資格	常勤
管理者	保健師 (主任介護支援専門員)	1
介護支援専門員 (管理者兼務を含む)	保健師 (主任介護支援専門員)	1
	社会福祉士 (主任介護支援専門員)	1
	柔道整復師	1
	介護福祉士	1

(3) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 午前8時45分から午後5時15分 ※ 緊急の場合は、携帯電話への転送により24時間連絡可能な体制をとっています。
休業日	国民の祝日、12月29日から1月3日
☆ 上記にかかわらず、ご希望があればご相談ください。	

3 居宅介護支援の概要

状態の把握	・お客様のお宅へお伺いして、一緒に確認いたします。 ・サービス利用に向けたお客様の意向や、希望をできる限り反映するよう心がけます
居宅サービス計画の原案作成	・計画の原案作成にあたっては、お客様は複数のサービス事業者の紹介を求めることが出来ます。その中から選択していただくことを基本にサービス内容や料金等を適正公平にお伝えいたします。また、計画に位置付けたサービス事業所の選定理由について説明を求めることが出来ます
サービス事業者への申込み、調整と本計画の作成	・計画原案に基づき、私どもがサービス事業者への申込みを行い、原案どおりのサービス提供が実現できるよう調整いたします。 ・事業者側の事情により原案どおりのサービス提供が難しい場合もあり得ます。その場合は事業者を変更するなどの点について、お客様と事前にご相談いたします。 ・お客様の同意をいただき、本計画を作成いたします。
サービスの利用開始	・お客様とサービス事業者との契約をいただき、実際のサービス利用が始まります。 ・私どもは、ご本人の状態の把握や、事業所がお客様の意向や希望に沿って計画どおりのサービスを提供しているか等について確認を行ってまいります。
この他、提供サービスや要介護認定の変更等、介護保険全般にわたるお手伝いをいたします。どうぞ、お気軽にご相談ください。	
当事業所は、主任介護支援専門員を配置する等、特定事業所加算の要件を満たす体制を確保しております。	

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担額はございません。

☆ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合、1カ月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

※このサービス提供証明書を後日江別市の窓口に提出しますと、支払額の払い戻しを受けられる場合があります。また、滞納期間によっては全額がご利用者のご負担となる場合もあります。

※「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」に基づき、加算となる場合もあります。

(2) 交通費

江別市内にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費をいただきますが、当事業所の自動車を使用した場合は、交通費はいただきません。

(3) 解約料

いつでも契約を解約することができ、解約に係る手数料等は一切かかりません。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

私どもは、お客様の人権を尊重し、心身の状況やその置かれている環境等に応じ、望まれている生活を最大限に実現できることを目的といたします。

このために、お客様とのご相談を大切にいたします。

そのうえで、お客様の選択に基づき、この目的に共感をもった事業者とともにサービスを提供できるよう、誠意をもって公平中立な業務につとめます。

6 事故発生等への対応

- (1) 事故が発生した場合は、直ちに北海道、江別市及びご本人の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ご本人等に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際は、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

7 秘密の保持について

- (1) 当事業所の職員は、在職中もしくは退職後に関わらず、正当な理由なくその業務上知り得たお客様の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様の個人情報を用います。

8 虐待防止にむけての取り組み及び対応

ご本人の人権擁護と虐待防止等のため、責任者を設置し体制の整備（虐待対応指針の策定、虐待防止委員会の設置）を行うとともに、従業者に対し年1回以上の研修を実施します。新規採用者がいる場合は、採用時にも研修を実施します。

虐待防止責任者 長田 真弓

9 サービス内容に関する苦情

- (1) 私どもの居宅介護支援に関する苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情を承ります。

担当 あらい 緑
荒井

電 話 011-387-5111
FAX 011-387-8655

- (2) 苦情の処理

苦情をお寄せいただいた場合は、ただちに窓口担当者をご本人等に連絡をとり、訪問等で詳細な事情をうかがい、その内容によって迅速に対応いたします。

- (3) その他

外部にも苦情等相談窓口がございますので、こちらもご利用ください。

○江別市健康福祉部介護保険課

電 話 011-381-1067
FAX 011-381-1073

○北海道福祉サービス運営適正化委員会

電 話 011-204-6310
FAX 011-204-6311

○北海道国民健康保険団体連合会

電 話 011-231-5175
FAX 011-233-2178

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項をご説明いたしました。

事業所

所在地 江別市東野幌町47番地の8
複合福祉施設あかしや

名 称 一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社
あかしや指定居宅介護支援事業所

説明者氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

ご利用者

氏 名

印

ご契約者

氏 名

印

続柄 ()

<重要事項>

4 利用料金 「算定要件を満たした場合の加算対象等について」

(1) お客様全員が対象となる加算等

当事業所は、特定事業所加算Ⅱとして算定要件を満たしており、月単位で基準額に加えて421位を加算して請求します。

○要介護1、2 基準額 1,086単位／月 加算額 421単位／月 計 1,507単位／月

○要介護3、4、5 基準額 1,411単位／月 加算額 421単位／月 計 1,832単位／月

○介護職員等処遇改善加算2.1%の加算があります。

(2) 要件に該当したお客様が対象となる加算

当事業所は、次の要件に該当する場合に月単位で加算して請求します。

加 算 名	単 位 数	算 定 要 件
入院時情報連携加算Ⅰ	250単位／月	担当ケアマネが医療機関に訪問し、職員と面談、情報提供をした場合
入院時情報連携加算Ⅱ	200単位／月	担当ケアマネが医療機関への訪問以外で情報提供した場合
退院・退所加算（Ⅰ）	イ450単位／月 ロ600単位／月	医療機関の退院や介護保険施設の退所時、調整のため、担当ケアマネが職員と面談して情報を得た上で在宅でのケアプランを作成した場合 カンファレンスによる情報提供を受け在宅でのケアプランを作成した場合 （Ⅰ）イにおける情報提供を2回以上受けた場合 （Ⅱ）イにおける情報提供を3回以上、うち1回以上カンファレンスによる情報提供を受けた場合 （Ⅲ）イにおける情報提供を3回以上受け、うち1回以上カンファレンスによる情報提供を受けた場合
退院・退所加算（Ⅱ）	イ600単位／月 ロ750単位／月	
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位／月	
退院時情報連携加算	50単位／月	受診の際にケアマネジャーが同席し、医師へ情報提供を行うとともに医師等から必要な情報を受けた上で、ケアプランに記録する場合。
初回加算	300単位／月	新規に在宅のケアプランを作成する方へ担当ケアマネが支援した場合、または要介護状態区分が2段階以上変更になった方へ担当ケアマネが支援した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位／月	医療機関の求めにより、担当ケアマネが医師や看護師等とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行った場合（月2回までを限度）
ターミナルケアマネジメント加算	400単位／月	在宅で逝去されたご利用者に対し終末期の医療やケアの方針の意向を把握したうえで14日以内に2日以上ご利用者、ご家族の了解を得て居宅を訪問し心身の状況把握等記録とサービス事業者に提供した場合。
小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	300単位／月	小規模多機能型サービス（通所・訪問・泊まりをセットで提供するもの）の利用開始のために、担当ケアマネが事業所に訪問して情報提供とサービス計画作成に協力した場合
複合型サービス事業所連携加算	300単位／月	複合型サービス（小規模多機能型サービスと訪問看護サービスを組合せて提供するもの）の利用開始のために、担当ケアマネが事業所に訪問して情報提供とサービス計画に協力した場合

※上記の（1）（2）ともに、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はございません。